

名古屋市笹島寮  
給食業務委託契約書  
(ひながた)

社会福祉法人 芳龍福社会

〇〇〇〇

〇〇〇〇

# 給食業務委託契約書

社会福祉法人芳龍福祉会（以下「甲」という）と、〇〇〇〇〇（以下「乙」という）とは、名古屋市笹島寮（以下「施設」という）における給食業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

## （総則）

第1条 乙は、甲が別に示した給食業務委託仕様書（以下「仕様書」という）に基づき、甲の係員の指示、監督のもとに、関係法令を遵守し、信義と誠実をもって契約を履行するものとする。

2 前項の仕様書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

## （基本姿勢）

第2条 乙は、社会福祉施設における給食の重要性を認識し、常に善良なる管理者としての最善の注意を払って、業務を誠実に遂行するものとする。

## （給食材料費）

第3条 給食材料の発注に関し、その価格及び支払方法について、以下のとおりとする。（消費税及び地方消費税含む）

区分	材料相当額
朝食	〇〇〇円
昼食	〇〇〇円
夕食	〇〇〇円

2 乙は、給食材料費の請求については、毎月1日から末日までの当月分注文食数を集計し、その額を甲に対し翌月の10日までに請求するものとする。甲は、請求を受けた月の当月末までに乙の指定する金融機関に振込みにより支払うものとする。この場合の振込手数料は、乙の負担とする。

3 月1回の行事食にかかる材料費の請求は、甲が同条1項の給食材料費に追加で負担とする。

## （委託料）

第4条 この委託契約に基づく委託料の額は、金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円に、消費税及び地方消費税相当額を加えた額以内とする。

2 甲は、前項の委託料を月単位に分割して支払うものとする。

- 3 乙は、毎月の委託料を甲に対し翌月の10日までに請求するものとする。甲は、請求を受けた月の当月末までに乙の指定する金融機関に振込みにより支払うものとする。
- 4 契約代金の支払については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第6条及び第8条の規定によるものとする。

#### （業務の代行）

第5条 乙は、労働争議、業務停止等の事情により、業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合の保証のため、あらかじめ次の各号に定めるいずれかの基準に該当する者を業務の代行保証者（以下「丙」という。）として指定しておかなければならない。

- (1) 公益社団法人日本メディカル給食協会
- (2) 社会福祉法人芳龍福祉会が実施する給食業務委託に係る入札への参加条件を満たす業者

- 2 丙は、乙の申し出により甲が業務の代行を認めた場合、業務を代行しなければならない。ただし、この場合であっても、乙の義務は免責されるものではない。

#### （権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、甲の承認がなければ、この契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することができない。

#### （再委託等の禁止）

第7条 乙は、この契約によって委託された業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は第三者に行わせてはならない。

- 2 乙は、甲から貸与された備品を転貸してはならない。

#### （守秘義務）

第8条 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が解除された後においても同様とする。

#### （個人情報保護）

第9条 乙は、名古屋市個人情報保護条例（附則第2条）に基づき利用者に関する情報を他に漏らしてはならない。この契約が解除された後においても同様とする。

- 2 乙は、名古屋市が甲に対して定める別紙「情報取扱注意項目」を甲と同様に遵守すること。

#### （甲の調査権）

第10条 甲は事業の適正な実施のために必要があるときは、乙の関連書類その他の物件を検査し、又は乙の事業所へ立ち入り、本契約の履行状況を調査することができるものとする。

(協議による契約の解除)

第11条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(甲の解除権)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約期間中であっても、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が定められた期日までに契約を履行せず、契約の目的が達せられなかったとき。
- (2) 乙の責に帰すべき事由により、契約の履行が不能になったとき。
- (3) 契約の締結又は履行について、乙の不正な行為があったとき。
- (4) 乙が契約の履行にあたり甲の指示に従わず、又は職務の執行を妨げたとき。
- (5) 乙が契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。
- (6) 乙が契約に定めた条件に違反したとき。
- (7) 甲の事業が廃止される、又はそれに比類する大幅な改変があるとき。
- (8) 乙から契約解除の申し出があり、その事由を甲が正当と認めたとき。

2 甲は、前項第1号及び2号の場合においては直ちに契約を解除できるものとし、前項第3号から第7号までの規定によって契約を解除する場合は、解除日の1ヶ月前までに乙に通告するものとする。なお、前項第8号により乙から契約解除を申し出る場合、乙は解除を希望する日の3ヶ月前までに甲に申し出なければならない。

3 甲は、第1項第3号から第6号までの規定によって契約を解除しようとする場合、乙に対してあらかじめ書面によりその理由を示すとともに、弁明の機会を付与しなければならない。

4 第1項(第7号及び第8号を除く。)の規定によって甲がこの契約を解除した場合、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として納付しなければならない。

(談合その他の不正行為による解除及び賠償額)

第13条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反(以下「独占禁止法違反」という。)するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた(刑の執行が猶予された場合を含む。)とき。

- (3) 前2号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 乙がこの契約に関して前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するかどうかにかかわらず、乙は、請負代金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、請負代金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
- (1) 前項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。
- (2) 前項第2号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6に規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。
- 3 前項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 5 この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

（反社会的勢力の排除と妨害又は不当要求に対する届出義務）

第14条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関連企業・団体もしくはその関係者又はその他反社会的勢力（以下、「暴力団等反社会的勢力」という。）であるとき。
- (2) 自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団等反社会的勢力を利用しているとき。
- (3) 暴力団等反社会的勢力の維持、運用に協力し、又関与する等、何らかの関係を有しているとき。
- (4) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年

法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この項において「暴力団」という。)の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。)であると認められるとき。

- (5) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (6) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。
  - (7) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (8) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (9) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 甲が、前項の規定により契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。
  - 3 乙は、業務の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害(不当な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当な要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様もしくは程度が社会的に正当なものとは認められないものをいう。)を受けた場合は、甲へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
  - 4 乙が、3に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、甲を競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることができる。

#### (障害者差別解消)

- 第15条 この契約の履行に当たって、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」、「愛知県障害者差別解消推進条例(平成27年愛知県条例第56号)」、及び「名古屋市障害のある人もいない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例(平成30年名古屋市条例第61号)」を遵守し、障害者に対して、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- 2 乙は、この契約を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針(法第11条の規定により主務大臣が定める指針という。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(損害賠償責任)

第16条 乙は、自己の責に帰すべき理由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(疑義の決定)

第17条 この契約書及び仕様書について甲乙間に意見を異にするときは、甲の判断によるものとする。

2 この契約書及び仕様書に定めのない事項について疑義を生じたときは、関係法令等に照らし、甲乙協議のうえ処理するものとする。

(紛争の解決)

第18条 この契約に関して紛争が生じた場合は、当事者間の協議により解決を図るものとする。

(契約期間)

第19条 この契約の期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年とする。

2 甲、乙いずれかにおいて、契約期間延長の意志がない場合は、契約期間の満了3か月前までに申し出なければならない。

上記契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、甲乙各1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 名古屋市中村区名駅南二丁目9番22号  
社会福祉法人芳龍福祉会  
代表者 理事長 齊藤 信雄 (印)

乙 (印)

丙 (印)